

**箕 面 市 消 防 本 部**  
**(豊能消防署本署及び東出張所)**

**消防用設備等点検業務委託仕様書**

箕面市消防本部（豊能消防署本署及び東出張所）消防用設備等点検業務の受託者（以下「乙」という。）の業務内容は、本仕様書の定めるところによる。

## 1 対象施設

- |               |                     |
|---------------|---------------------|
| (1) 豊能消防署     | 豊能町東ときわ台一丁目 1 番地の 2 |
| (2) 豊能消防署東出張所 | 豊能町余野 20 番地の 1      |

## 2 業務期間

契約期間と同じ

## 3 一般事項

- (1) 本委託は、契約書、本仕様書及び現場説明事項に基づき委託者（以下「甲」という。）の指示に従い施行すること。
- (2) 本委託に関する法令、条例、諸規則等は、これを遵守すると共に関係各官庁の定める規定に基づき施行すること。
- (3) 本仕様書は本委託の基本的内容について定めたものであり、記載されていない事項であっても、当然必要であると判断されるものについては、乙の責任において施行すること。
- (4) 乙及び業務関係者は、甲の管理上の諸規定及び指示に従うこと。
- (5) 本委託施行にあたっては、労働安全衛生法及びその他関係諸法令を遵守して安全作業を行い、労務災害等の発生がないよう努めること。
- (6) 本委託施行にあたり疑義が生じた場合は、そのつど甲と協議し、その指示に従うこと。
- (7) 提出書類（原則として A 4 版とする）
  - ① 報告書（作業完了時）
  - ② その他、甲の指示するもの

## 4 作業内容

- |            |       |           |
|------------|-------|-----------|
| (1) 機器総合点検 | 年 1 回 | （年度前半に実施） |
| (2) 機器点検   | 年 1 回 | （年度後半に実施） |

## 5 特記事項

- (1) 業務日及び業務時間は原則として平日(\*)の 8 時 45 分～17 時 15 分の間とする。なお、詳細は、消防業務に支障をきたさないよう、甲・乙協議して決定する。

\* 平日とは土・日・国民の祝日・休日・年末年始（12月29日～1月3日）以外をいう。

- (2) 業務実施にあたっては、甲の承認を得て行い、業務終了後速やかに業務終了の報告を行うものとする。
- (3) 業務に必要な器具、消耗品などは、すべて乙が負担するものとする。

別表

### 設置機器及び点検内容

豊能消防署庁舎

種類	項目	数量
消火器具	粉末消火器 小型 蓄圧式	8本
誘導灯、誘導標識	誘導灯(予備電源)	5台
自動火災報知設備	受信機 10回線	1面
	発信機	3個
	ベル	3個
	表示灯	3個
	差動式スポット型感知器	33個
	定温式スポット型感知器	9個
	煙感知器	5個
	常用電源	1式
非常電源	予備電源 蓄電池設備	1式
	発電設備	1式
非常電源	変電設備	1式

豊能消防署東出張所庁舎

種類	項目	数量
消火器具	粉末消火器、小型 蓄圧式・加圧式	8本
誘導灯、誘導標識	誘導灯	3台
非常警報器具及び設備	ベル(予備電源)	3台
非常電源	発電設備	1式
	変電設備	1式